

## 第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）の概要

### 1 計画策定の背景

第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）は、国の基本指針に基づく数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める計画で、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」をそれぞれ障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定により一体のものとして策定する。

計画期間は平成30年度から平成32年度までの3カ年。

### 計 画 の 期 間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>現計画</b>	<b>基本理念と施策の方向性</b>					
	<b>『市町村障害者計画』（※障害者基本法）</b>					
<b>『横須賀障害者福祉計画』</b>	数値目標と 障害福祉サービス等の見込量 <b>『第4期横須賀市障害福祉計画』</b> (※障害者総合支援法)			<b>&lt;今回の計画&gt;</b> 数値目標と 障害福祉サービス等の見込量 <b>『第5期横須賀市障害福祉計画』(※障害者総合支援法)</b>		
				数値目標と 障害児サービス等の見込量 <b>『第1期横須賀市障害児福祉計画』</b> (※児童福祉法)		

### 2 計画の概要

障害福祉サービス等の体制を確保して、適正な障害福祉サービス等が提供されるよう、国の基本指針に基づいて、障害者施策の数値目標及び障害福祉サービス等の見込量を定めた市町村障害福祉計画に加え、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る数値目標及び障害児福祉サービスなどの見込量を定める障害児福祉計画を、今期から一体のものとして定めている。

### 3 パブリック・コメント手続の実施状況

#### (1) 意見募集期間

平成 29 (2017 年) 年 11 月 10 日 (金) から 12 月 1 日 (金) まで

#### (2) 意見提出者数及び意見件数

提出人数 : 48 人、件数 : 145 件

### 4 目 次

#### 第 1 章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

#### 第 2 章 障害者を取りまく現状

- 1 人口構造の推移
- 2 障害者の状況
- 3 雇用・就労の状況

#### 第 3 章 数値目標

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

#### 第 4 章 障害福祉サービス等の見込量

- 1 障害福祉サービスの見込量
- 2 地域生活支援事業の見込量

#### 第 5 章 計画の推進体制等